

第 8 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 26 年 10 月 24 日（金）

県庁行政庁舎 4 階 庁議室

午後 3 時から午後 5 時 25 分まで

次第	発言者	内容
1 開会	司会	「第 8 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。開会に当たり、県教育委員会 高橋 教育長が所用のため、教育次長の鈴木より御挨拶を申し上げます。
2 あいさつ	教育次長	<p>改めまして、こんにちは。教育次長の鈴木です。</p> <p>本日は、お忙しい中、第 8 回の審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の審議会におきましては、「答申の中間案」について御審議をいただきました。その後、9 月 1 日から 1 か月間、中間案について県民の皆様からの御意見をパブリックコメントとして募集しました。その結果、14 人の皆様から 83 件の御意見や御感想をいただきました。</p> <p>本日は、パブリックコメントに対する、審議会としての考え方の案をお示しし、御意見をいただくこととしていますが、こちらについては、答申の成案と併せて、後日、公表することとしています。また、パブリックコメント等を踏まえて修正した最終案について、委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴し、最終答申に向けた加筆修正をしたいと考えています。</p> <p>この答申は、今後 10 年間の特別支援教育の方向性を示していただくものであり、県教育委員会としては、この答申を踏まえて具体的な計画を策定し、障害を抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるように取組を進めたいと考えています。</p> <p>最終答申に向けて、本日も活発な議論が展開されるよう、お願い申し上げます、挨拶といたします。</p>
	司会	<p>次に、本日の欠席者ですが、名簿に記載のとおり、石上委員、小野寺委員、今委員が御欠席です。</p> <p>また、この会議は公開となっています。</p> <p>それでは、議事に移ります。進行は村上会長にお願いします。</p>
3 議事（1）	会長	<p>早速ですが議事に入りたいと思います。</p> <p>議事（1）「第 7 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>

3 議事（2）

事務局	<p>議事に入る前に、本日机上に配布しました資料につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料2、資料4、資料5、資料6につきましては、先日、委員の皆様にお送りしたものに、いくつかの修正等を加えています。誤記、誤字による訂正と、見やすく、分かりやすく体裁を整えたものです。内容に大きな変更を伴うものではありません。修正等の内容につきましては、議事の中で説明させていただきますので、本日配布した資料を御覧願います。</p> <p>既に御覧いただいてこられた資料と少々違いがあり、御迷惑をおかけし大変申し訳ありません。</p> <p>それでは議事（1）について、御説明いたします。</p> <p>資料1を御覧願います。この資料1の議事録（案）は、前回の審議会で皆様からいただいた御意見をまとめたものです。一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。</p> <p>なお、皆様の御意見を課題別にまとめたものが「主な御意見」です。説明は以上です。</p>
会長	ただいまの事務局案について、お諮りします。
委員	【「異議なし」の声】
会長	<p>それでは、議事録については原案のとおりとします。</p> <p>次に、議事（2）「パブリックコメントの整理・反映」についてです。</p> <p>当審議会が「特別支援教育将来構想」の答申をまとめるに当たり、前回審議した、答申中間案に対して、先月1か月間、広く県民の皆様から意見を募集しました。</p> <p>いただいた意見を十分考慮して、答申をまとめたいと思います。</p> <p>また、今回のパブリックコメントに関する意見の概要と、これに対する審議会の考え方などにつきましては、「県民の意見提出手続きに関する要綱」に基づき公表することになっています。</p> <p>まず、いただいた意見の整理につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議事（2）について、御説明いたします。</p> <p>資料2を御覧願います。「宮城県特別支援教育将来構想（答申）中間案に対するパブリックコメントの結果」について記載しています。</p> <p>平成26年9月1日から9月30日の間に、ホームページ等を通じて県民の意見等を募集したパブリックコメントでは、14人から感想等を含め83件の御意見が寄せられました。内訳は資料のとおりです。</p> <p>いただいた御意見の中には、答申中間案の内容に関わりのない意見もあり、パブリックコメントの募集ルールに従い、「その他の意見」の欄に分けて件数を示しています。従いまして、答申中間案に対する御意見は77件いただいています。県民の皆様からいただいた御意見とそれに対する審</p>

議会の考え方につきましては、個々に返信はしません。答申の成案と併せて、教育庁特別支援教育室ホームページ等で公表し、回答に替えさせていただきます。

資料3を御覧願います。

いただいた御意見を答申中間案の構成に沿って、まとめたものです。資料の構成ですが、左側に答申中間案の項目を、その右の欄にパブリックコメントによる個々の意見等の要旨を、さらにその右の欄にはそれをグルーピングして整理した意見等の主旨を、最後に意見等に対する審議会の考え方（案）を示しています。

「意見等に対する審議会の考え方（案）」の欄には、【修正あり】と【修正なし】を記しており、【修正あり】につきましては、網掛けをしています。後程説明いたしますが、この【修正あり】の網掛けにつきましては、いただいた御意見を踏まえて修正を考えている箇所です。【修正なし】につきましてはとても貴重な御意見をいただきましたが、資料に記述のとおり、審議会の議論の参考にさせていただき、そのものを反映した修正は行わないものです。

内容に入らせていただきます。

【修正あり】についてのみ確認します。

1ページを御覧ください。1点【修正あり】の網掛けをしています。3各学校の現状と課題（1）小・中学校の「特別支援学級」と「通級指導教室」の設置割合についてです。

2ページを御覧ください。4点【修正あり】の網掛けをしています。1点目は、3各学校の現状と課題（1）小・中学校の「特別支援教育コーディネーターの配置」について、2点目は、（2）特別支援学校の「高等学園不合格者の進路」について、3点目は、5今後の特別支援教育の進め方目標1【自立と社会参加】の（1）乳幼児期（早期）からの支援体制の充実について、4点目は、（2）卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実の「各圏域における連携組織と相談施設の設置」についてです。

3ページを御覧ください。1点【修正あり】の網掛けをしています。目標2【学校づくり】（2）学習の質を高めるための教員の専門性向上についてです。

なお、これらにつきましては、後程説明させていただきます。

4ページを御覧ください。特に修正はありません。

資料3の説明は以上です。

会長

資料2、資料3について説明してもらいました。様々な意見を県民の皆様からいただいており、それに対して、これまでの審議を踏まえ、事務局で整理してもらいました。

パブリックコメントによりいただいた県民の意見とそれに対する審議会の考え方につきまして、資料3のように事務局にまとめてもらいましたが、修正あり、修正なし等の区分について、委員の皆様を確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

後程答申最終案のところの一つ一つ検討することとし、資料2、資料3につきましては、原案のとおりとしたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは次に、パブリックコメントの意見を反映したものについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4を御覧願います。

先程説明しました、修正を考えている網掛け部分につきまして、新旧対照表としてまとめたものです。

1 ページを御覧ください。3 各学校の現状と課題（1）小・中学校の網掛け部分です。「『特別支援学級』と『通級指導教室』別々に統計処理されるべきである」という御意見をいただきました。実態を正確に表すことが必要と考え、「特別支援学級」と「通級指導教室」の設置割合を別々に表記したいと考えました。

2 ページを御覧ください。3 各学校の現状と課題の「特別支援教育コーディネーター」についてです。答申中間案には3ヶ所、「特別支援教育コーディネーターの配置」と表記していましたが、「特別支援教育コーディネーターの指名」ではないかという御意見をいただきました。文部科学省の通知等にも「指名」と記されており、それに準じて答申最終案においては「指名」に修正することが適当と考えました。

3 ページを御覧ください。3 各学校の現状と課題（2）特別支援学校の網掛け部分です。「高等学園不合格者の進路について実態を反映した表現にしてほしい」という御意見をいただきました。高等学園不合格者の実態を反映するよう、「県立知的障害特別支援学校」に「等」を加えた形で修正を考えました。

4 ページを御覧ください。5 今後の特別支援教育の進め方、目標1【自立と社会参加】（1）乳幼児期（早期）からの支援体制の充実についてです。本項では、早期からの教育相談・支援の構築に向けた体制の確立について示していましたが、「教育相談」の在り方や合理的配慮を明確にした「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用について、新たに追加したいと考えました。

5 ページを御覧ください。5 今後の特別支援教育の進め方、目標1【自立と社会参加】（2）卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実についてです。各圏域における連携組織と相談機関の設置に向けた理解啓発については、答申中間案の目標3【地域づくり】に示していましたが、目標1【自立と社会参加】にも、卒業後の就労・自立・社会参加に向けた連携・支援の必要性について、新たに追加したいと考えました。

6 ページを御覧ください。5 今後の特別支援教育の進め方、目標2【学校づくり】の（2）学習の質を高めるための教員の専門性向上についてです。「教員の専門性確保に向け、免許状の取得、養成、採用の検討が必要である」という御意見をいただきました。今後とも大学や関係機関と連携を図りながら、検討していく必要があります、本項に新たに追加したいと考えました。

資料4の説明は以上です。

会長

ありがとうございます。パブリックコメントにより県民の皆様からいただいた御意見と、それに対する審議会の考え方につきまして、資料4のよ

うにまとめてもらいました。

先程も申し上げましたが、これを踏まえて答申最終案のところで、細かくページ毎に検討したいと思います。いかがでしょうか。

氏家
委員

既にパブリックコメントの御意見を反映させた形になっており、充分と
言えば充分ですが、二つ指摘させていただきます。

一つは、5ページの5今後の特別支援教育の進め方の網掛けで、卒業後
の就労・自立・社会参加に向けてのところですか。もう少し踏み込んだ表現
があるとよいと思います。例えば、本人が望む場合もあるでしょうし、本
人より先に学校なり先生方がいろいろ気付いて挑むようなときに、語弊が
あるかもしれませんが、これは校長先生がだめと言うであろうとか、これ
は教育委員会が許さないであろうと、学校の先生方が萎縮するようなこと
があったと思います。宮城県の特別支援教育の場合は、本人や保護者、あ
るいは先生方が挑めば、就労の定着や社会参加に向けた活動に、踏み込ん
でいけることを強調し、先生方が萎縮せず仕事ができるよう、答申の段階
でもう少し後押しする表現があるとよいと思います。本人や先生方が、挑
めるような体制を支援し、認めることまで踏み込むことはできないでしょ
うか。

私自身かつて精神障害者の授産施設、今風に言いますと就労支援の施設
に勤めていたときに、利用者の方がどうしても働きたいと望み、私の行き
つけのラーメン屋に雇ってもらえないか相談しました。あなたも一緒にネ
ギ切りをするかと言われ、施設の上司に相談すると、快く認めてくれ、支
援した方は、現在まで20年以上そのラーメン屋で頑張っています。これ
は今風の福祉の整備が整う前の平成3、4年頃の話ですが、その時有り難
いと思ったことは、障害を持っていても挑もうとした方がいたというこ
と、上司が後押ししてくれたことで自分も挑めました。本人がしたいと望
む場合に、個々の先生方が踏み込めるよう、バックアップと言いますか、
何かもう少し強調していただきたいと思います。

もう一つは、6ページの所で、前回も申し上げましたが、回り回って私
や村上会長の仕事を増やすことになるかもしれませんが、宮城県の場合は
大学もある程度の数があります。大学に限らず、教員や福祉のスタッフを
いろいろ揃えている所もありますので、公的な研究会とか研修会だけでは
なく、どんどん現場の先生方も来られるよう、大学等が遠くにあるもの
ではないように連携することにより、宮城県で暮らしてよかったですと思
える仕組みを作れるよう、さらに踏み込んでもよいと思います。

他県ではできないと思います。本県では福祉のスタッフを養成している
専門学校もいろいろあるので、これらを使わない手はないと思います。も
う少し踏み込んでもよいという意見です。

会長

ありがとうございます。例えば5ページの部分は、地域と学校、保護者
と本人も含め、就労等、社会に出て行くことに対するバックアップ、ある
いは、いろいろな職員も含めた研修の体制に、チャレンジできる環境を後
押しするような答申の文言ということでしょうか。

氏家委員　　そうです。チャレンジという言葉が出てこなかったのです。特別支援教育は教育への挑戦だと思います。

会長　　では、その部分を何とか答申に書き込めればと思います。皆様よろしくお願ひします。次の最終答申の所にあるのかなと思います。

氏家委員からの二つめのお話ですが、養成段階もそうですが、学校の先生方や様々な就労、福祉関係の施設も含めて、大学等の養成や研究に関わるような機関等が、できるだけ連携体制を作れ、バックアップできるようなシステムを考え、あるいはこの答申の中で、県としてこのような方向性を考えるべきではないかと理解してよろしいでしょうか。

それでは他にいかがでしょうか。

小室委員　　4ページの【自立と社会参加】（1）乳幼児期（早期）からの支援体制の充実で、表現が少し気になり、皆様に考えてほしいと思います。「障害の疑いのある未就学児の早期発見、保護者の正しい障害の理解、適切な就学に繋げる支援体制の整備」の障害の疑いという表現です。障害とはっきり診断はされなくとも、支援の必要な乳幼児はいますので、支援の必要な乳幼児という表現が入るとよいと思います。

早期発見という言葉ですが、早い時期だと、障害や支援の必要な状態が分からない場合もあるので、「適正な時期に発見」のほうがよいと思います。

保護者の正しい障害の理解ですが、確かにこの言葉の通りですが、その子にあった支援の方法や、保護者の気付きに繋がるような支援体制という表現のほうがよいと思います。

会長　　障害という診断自体が難しい子どもたちがいます。ある発達段階になり初めて障害が現れ、明確になってくる子どももいますので、そのような子どもたちも含めて、適正な時期ということが大事なポイントかもしれません。それをこの後に検討したいと思います。

障害とまではいえないが、このままであれば、将来、病理的な障害とは異なるかもしれないが、支援が必要となる子どもたちは、決して少なくないことは皆様ご存じだと思います。私たちが関わるような、特別支援教育の対象になる子どもたちのなかに、今の考え方からすると、将来的に入ると思いますので、その子どもたちに対するバックアップが必要です。適切にそのような子どもたちを見つけ、支援するのはかなり難しいことで、これも氏家委員のチャレンジに近いかもしれません。これらを踏まえて最終答申の所に入れ込むことを、検討できればと思います。

それでは今の意見を含めまして、文言の整理につきましては議事（3）の「答申最終案」で検討することとしてよろしいでしょうか。

3 議事（3）

会長　　それでは、本日の中心であり、私たちの仕事の中心になる、議事（3）「答申最終案」についてです。

これまで議論した内容や意見を踏まえ、そして、今の意見も含めて考えることが必要だと思います。

これまでの議論を事務局でまとめた答申中間案について、パブリックコメントでいろいろな意見をいただき、それを踏まえて答申最終案をまとめてもらいました。

予定では、今回が答申の審議を行う最後の審議会になりますので、皆様からの意見を十分に反映したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議事（3）について、御説明いたします。

資料5を御覧願います。

本資料は、資料4でお示した修正を答申中間案に反映したものです。網かけ部分につきましては、パブリックコメントの意見による修正と新規に追加したものです。二重の下線で表したものは誤記入のあったものや、見やすく、分かりやすくする観点から修正したものです。

1 ページを御覧ください。「はじめに」では表現の修正が2ヶ所あります。

2 ページを御覧ください。「1 特別支援教育将来構想の策定」については表現の修正が2ヶ所あります。

3 ページを御覧ください。「2 現構想における取組の成果と課題」では表現の修正が4ヶ所あります。

4 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が3ヶ所あります。

5 ページを御覧ください。「3 各学校の現状と課題」では表現の修正が6ヶ所、パブリックコメントの意見による表記変更が2ヶ所、誤記の修正が1ヶ所あります。

6 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が7ヶ所、誤記修正が1ヶ所、新規追加が1ヶ所あります。

7 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が7ヶ所、パブリックコメントの意見による新規追加が1ヶ所、表記変更が1ヶ所あります。

8 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が4ヶ所、パブリックコメントの意見による表記変更が1ヶ所あります。

9 ページを御覧ください。「4 特別支援教育将来構想の基本的な考え方」では表現の修正が5ヶ所あります。

10 ページを御覧ください。「5 今後の特別支援教育の進め方」では表現の修正が3ヶ所、パブリックコメントの意見による新規追加が2ヶ所あります。

11 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が4ヶ所、パブリックコメントの意見による新規追加が1ヶ所あります。

12 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が9ヶ所あります。

13 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が5ヶ所、パブリックコメントの意見による新規追加が1ヶ所あります。

14 ページを御覧ください。ここでは表現の修正が5ヶ所あります。

資料5の説明は以上です。

事務局	<p>資料6を御覧ください。資料5にお示した、パブリックコメントの御意見による修正や、記述内容をより分かりやすくする観点に基づき、表現の修正を行ったものです。さらに、文中にある17の用語に脚注を入れるとともに、「3各学校の現状と課題」には資料編にある関連資料のページ等を記載しています。また、18ページの「6特別支援教育将来構想の施策体系」についても、「現構想における取組の成果と課題」から、今後目指すべき目標までを体系的に捉えられるよう、「各学校の現状」を「各学校の現状と課題」とし、目標との間に「改善の視点」を入れるとともに、資料編には、以前いただいた御意見を参考に学校配置図を加えています。</p> <p>これらの表記等の変更と、これまでいただいた御意見で、答申中間案に反映しきれなかったものも含め、答申最終案としてまとめました。</p> <p>また、本文7ページの資料について、図表を加えたものを参考として机上にお配りしています。答申の記載方法としてどちらの形式がよいか、御意見をいただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。最後に説明された部分を確認し、審議に入りたいと思います。参考として資料が配られています。答申の文中に図表を入れることについて、皆様に検討をお願いしたいとのことです。図表全部を答申の文中に入れ込むことはないと思いますが、ポイントとなる図表を入れることについて検討したいと思いますので、審議の過程で文言を追いかけ中でお考えください。最後にこのことについて触れたいと思います。</p> <p>一般的な答申は、最初に文言があり、最後に資料があるようですが、読む側はどうなのかが考える視点だと思います。一般の方々に読んでいただくことを考えると、参考にいただいた形式でもと思いますが、答申の一般的な形式をあまりはみ出すのもいかがかと、私は迷っています。審議の過程で文言を追いかけ中、皆様にお考えいただきたいと思います。</p> <p>それでは、記載している内容や文言について、皆様から御意見をいただきたいと思います。</p> <p>全体的な構成も含めて、盛り込むべき内容が落ちていないか、また、表現が適切であるかなどについても御意見をいただき、最終的な答申の案にしたいと思います。</p> <p>資料5では、表現を修正した部分やパブリックコメントの意見により修正した部分等が示され、それらを反映したものを資料6の答申最終案としてまとめてもらいました。</p> <p>大きな冊子ですので、少しずつ振り返り確認していきたいと思います。まず、目次です。目次の項立てについては、答申中間案のままにしています。いかがでしょうか。</p> <p>目次ですので、中身を読み進めながら、修正が必要であればということで、具体的な項目に入っていきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、2ページ「1特別支援教育将来構想の策定」についてです。これまでの、特に前回の議論を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」への批准など世界の動向から記載しています。いかがでしょうか。</p> <p>今年1月の批准ですので、やはりエポックかと思います。少し時間を取りたいと思います。</p>

御覧になってお分かりだと思いますが、脚注をつけてもらいました。細かな定義等につきましては、本文中で触れるのではなく、脚注として書いています。その際、例えば、障害者の権利に関する条約等の欄に書いてあるように、外務省の資料や中教審の分科会報告など、公にされた公的なものを入れてあります。

会長 それでは、菊池委員。

菊池委員 大枠では、大変よくまとめていただいたと思います。
これまでの世界や日本の動向と、本県が行ってきた特別支援教育の取組の中で、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒という言葉を使っていますが、3ページで「障害のある児童生徒」と限定しているのが気になります。子どもは一つであり、宮城の子どもたちの中で、特別支援教育の必要な子どもたちに対し、このような県の施策がこれからの10年間始まるという思いを、もう少し載せられるとよいと思います。

会長 「障害のある」と限定してしまうことは、見方によっては、逆に障害者の権利に関する条約と相容れないと理解されかねない部分もあります。この文言につきまして、いかがでしょうか。

会長 それでは、青木委員。

青木委員 同じく、12ページの「4 特別支援教育将来構想の基本的な考え方」の所で述べようと思っていたのですが、現構想と新構想の基本理念を見比べているうち、菊池委員の話されたような懸念がわき上がってきました。
現構想の基本理念は「障害の有無によらず、全ての子ども」としていますが、新構想では「障害のある児童生徒」と限定しています。ただし、その後「全ての児童生徒を対象に」と書かれているので、障害の有無によらずという見方もできますが、現構想が「全ての子ども」としているのに対し、新構想は「児童生徒」としており、就学前の子どもたちは対象にならないのかと心配していました。

会長 ありがとうございます。理念として重要なところだと思います。
先程、小室委員が話された早期の段階や、氏家委員が話されたように、将来、社会に出て行った後、就労も含めてということを見ると、「障害のある児童生徒」という文言が、今回の答申の全てを貫くものとして適切かどうかという貴重な御意見です。
いかがでしょうか。

亀井 委員	<p>2ページの中程に、「平成17年に『宮城県障害児教育将来構想』を策定し、『障害の有無によらず、全ての子ども』」という文言があります。それを踏まえれば「障害のある児童生徒」と限定することなく、「障害の有無によらず、全ての子ども」という表現に統一したほうがよいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 皆様いかがでしょうか。 それでは、亀井委員の意見を審議会の意見として反映させるよう、事務局をお願いします。よろしいでしょうか。 ありがとうございます。これは一番大事な部分だと思います。 私たちは、どうしても障害に目が行ってしまいましたが、特別支援教育やインクルーシブ教育は、そうではないということがありますから、今の意見については、全文について統一していただければと思います。 事務局よろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。
伊藤 委員	<p>2ページの2段落目の最後のほうに「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた」とありますが、システムの理念という表現はおかしいと思います。「共生社会の形成を目指し、特別支援教育の理念に基づいた、インクルーシブ教育システムの推進」としたほうがよいと思います。いかがでしょうか。</p>
会長	インクルーシブ教育と特別支援教育の包含関係が難しいところです。
伊藤 委員	<p>難しいところですが、「特別支援教育の理念」と文部科学省でも表記しており、そのほうがよいと思います。</p>
会長	<p>いかがでしょうか 脚注にも「インクルーシブ教育システム」は人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとあります。</p>
伊藤 委員	「システムの理念」という表現は、合わないと思います。

会長 そうですね。少なくとも「システムの理念」が合わないことは確実な気がします。

「インクルーシブ教育の理念に基づいた」か、伊藤委員が話された「特別支援教育の理念に基づいたインクルーシブ教育システム」のどちらかだと思いますが、インクルーシブ教育と特別支援教育の包含関係がありますから、相当大的な問題です。

事務局から説明があれば、よろしくをお願いします。

事務局 「インクルーシブ教育システム」という文言につきまして、脚注にも使わせていただいております「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」という分科会報告の中に、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため」と書かれているところがあり、インクルーシブ教育だけではなく、インクルーシブ教育システムとして一つの言葉として表しているところがあり、それを用いましたが、検討させていただきたいと思います。

会長 インクルーシブ教育システムの理念を実現する一つの手立てが、日本においては特別支援教育の在り方なのであろうと、今のお話しや従来の考え方からすれば、理解できると思います。

共生社会も含めた大きな枠組みの中でどのように捉えるか、もう一度、事務局と検討させていただき、再度皆様に提案させていただくことにしたいのですが、いかがでしょうか。

先程、皆様に今日が最後の予定だといいましたが、その事も踏まえて、年末までまだ時間がありますので、いろいろな形式がとれると思います。議論したところは、それを踏まえて文言を調整させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

その他に構想の策定について、いかがでしょうか。

次に、4ページからの「2 現構想における取組の成果と課題」に進みたいと思います。

「1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制」では、（1）学習支援室システム、（2）居住地校学習について、5ページには、「2 市町村における就学支援体制」と「3 共に学ぶ教育に関する理解」について、6ページには「4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能」について成果と課題が記載されています。

これについては、だいぶ時間をかけて議論したところです。現構想ですので、文言等はいじる場所ではないと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員 6ページの見出しに「障害児教育機関」とあるのですが、特別支援教育のほうがよいと思います。ここだけ、障害児教育が残った感じがします。いかがでしょうか。

会長	<p>現構想策定時は「障害児教育」であり、必要であれば、脚注に現在における特別支援教育機関と入れるか、このままにするかだと思います。</p> <p>事務局に見解がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>現構想策定時の目標について振り返った部分で、「就学支援」や御指摘のありました「障害児教育」という文言につきまして、現構想の成果と課題ですが、文言が混在するところであり、非常に悩んだところです。</p>
会長	<p>伊藤委員から追加で指摘をいただいたのですが、6ページの3行目に「受講者が増加するなど、特別支援教育の推進が図られてきた」と、ここだけに特別支援教育が出ています。研修等の部分であり、そこまで統一する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、現構想における取組の部分は、障害児教育等の記述のままとし、6ページについても、特別支援教育はもう始まっていますので、このままでもよろしいでしょうか。</p>
青木委員	<p>5ページの「2市町村における就学支援体制」です。その下に「市町村においては職員の異動により」とありますが、巡回就学相談及び就学事務説明会とありますので、表題は「就学支援体制の整備」ではなく、就学相談の支援体制の整備ではないかと思います。</p> <p>その後、「平成25年の学校教育施行法令の一部改正により、就学の仕組み」とありますので、教育相談に広げていくのか、就学相談や就学事務に限定するかによっても変わるとは思います。いかがでしょうか。</p>
会長	<p>就学時健診等の文言はありますので、教育相談そのものではないと私は理解していました。</p> <p>ただし、就学支援体制の中には、教育相談等も含まれるのは事実です。</p> <p>青木委員、いかがでしょう。</p>
青木委員	<p>就学及び教育の支援体制ということで、大きく市町村における教育支援体制とするのであれば、結構だと思います。</p>
会長	<p>教育支援ですか。</p>
青木委員	<p>あるいは、就学に特化した中味であれば、就学相談や就学支援体制にするか、その辺はよく分からないので御判断いただければと思います。</p> <p>教育支援の体制となると、「市町村においては職員の異動により」とい</p>

うのは違うと思います。事務手続き上の職員の異動ではなく、例えば、教育支援の体制とは、指導主事を市町村の教育委員会へ配置等することではないかと思います。

小室委員 この場での発言が正しいかどうか分からないのですが、白石市でモデル事業をしており、巡回相談では、特別支援学校の先生が幼稚園や保育所に出向き、育て方や生活指導、接し方などの相談にのってくれ、就学の時だけではなく、乳幼児期の支援や育児の方法について教えていただいています。とてもよいことなので、広い意味での相談にしてほしいと思います。

会長 なかなか難しいですが、事務局お願いします。

事務局 教育支援という言葉ですが、学校教育法施行令の一部改正の際に出てきた文言で、教育支援という言葉自体が、まだ十分に周知されていないこともあります。ここに示すことによって、混乱が生じることもあるかと思えますので、読まれる方が理解できるような表現について、検討させていただきたいと思います。

また、先程も申し上げましたが、項立てについては現構想の4つの目標に従っており、現在になじまないような表現がありますが、その下の振り返りについては、現在の用語をできるだけ使って表現しています。

目標については、現構想の表現を使わせていただきたいと事務局では考えています。

会長 ありがとうございます。現構想は10年前の議論を踏まえたもので、特別支援教育自体が議論され始めていた段階でしたので、やはりなじまない部分があると思います。ただし、今のお話のように、誤解を招くような部分があるとしたら、それを調整することは必要だと思います。

この部分も少し保留させていただき、検討させてください。

それでは次に進みたいと思います。

阿部委員 4ページの最終行から5ページにかけて気になったのですが、交流及び共同学習を行った結果、63人から309人と読んでよいのか、63から309になった原因は、行ったのではなく機会を増やしたからではないかと思えます。

会長 「共同学習を実施した。参加者は」と文章を区切ってはいかがでしょうか。増えたことは事実であり大事ですが、まだ充分ではないと総括したので、普及した事実だけを述べるようにしてはいかがでしょうか。

ありがとうございます。

次に、7ページの「3各学校の現状と課題」についてです。パブリック

コメントの意見も加えて修正した部分です。

それぞれの学校種に分け、現状を白丸、課題が黒丸で記載されていますので、順を追って確認したいと思います。（１）小・中学校では「特別な支援を必要とする児童生徒数の増加」，「特別支援教育の校内体制整備」と「教員の専門性」について，８ページでは「個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用」について記載されています。

（２）特別支援学校では，「知的障害特別支援学校の狭隘化」と「知的障害以外の特別支援学校」について，９ページでは「進路指導の充実」と「教員の専門性」，「軽い知的障害のある生徒への対応」と「居住地校学習」について，１０ページでは「センター的機能」と「適切な教育支援」について記載されています。

（３）高等学校では，「特別な支援を必要とする生徒への対応」について，１１ページでは「特別支援教育の校内体制」について記載されています。表現の修正や，パブリックコメントの意見による表記の変更もあります。

いかがでしょうか。学校種毎に記載されています。

資料５では５ページになります。

青木
委員

本日，参考として配布された資料ですが，「公立小・中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移」の図表で小・中学校が一緒にカウントされています。小・中学校それぞれの内訳を示してほしいと思います。

小学校の通級による指導対象児童数は，だいたいパーセンテージが上がってきていますが，中学校に行く途端に下がるのは何故なのかと，以前から思っていました。発達障害の子どもたちが，中学校に行くことで障害が改善され，通常学級の中で学んでいるのか，もしかすると，発達障害の子どもたちは，学校に行けなくて不登校になっているのではないかと思います。

通級指導教室の児童生徒数は，小・中学校別のグラフがあったほうがよいと思います。

いかがでしょうか。

会長

ありがとうございます。

先程，パブリックコメントでは特別支援学級と通級指導教室を別に表記すべきということでしたが，青木委員のお話では，通級指導教室の設置割合を，小・中学校で分けてはどうかということです。文中に入れるかどうかは別として，資料としてはあったほうが分かりやすいです。

作成は可能ですか，事務局。

事務局

はい。本文にも示しておりますが，数字として把握していますので，資料として載せることは可能です。

会長

本日机上に配布された参考資料のように，本文中に図表を入れるか，資料編として後ろに付けるか，どちらの形式がよいか意見をいただきたいと

思います。

読み進めていくうちに、本文中に図表が入っているのは煩雑だと思いました。資料のページと番号を記載していますので、図表は資料編として後ろに付ける形式にしたいのですが、いかがでしょうか。

また、通級指導教室の児童生徒数は小・中学校を分けてグラフにするといいでしょうか。

委員 【「異議なし」の声】

会長 その他、特別支援学校や高等学校などについて、それぞれ細かく資料が出ていますが、各学校の現状と課題の所で、いかがでしょうか。

それでは、一番大事な所に進みたいのですが、よろしいでしょうか。お気づきのことがありましたら、後程、御意見をいただきたいと思います。

次に、12ページの「4 特別支援教育将来構想の基本的な考え方」についてです。この「障害のある児童生徒」も修正を行うとした上で、その他の部分で意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

次に、13ページの「5 今後の特別支援教育の進め方」についてです。現構想の取組における成果と課題や各学校の現状と課題を踏まえ、先程の基本的な考え方の下で施策を推進するにあたり、3つの目標を掲げています。

目標1【自立と社会参加】の(1)乳幼児期(早期)からの支援体制の充実では、新たに2つめと4つめの項目が追加されています。

以前から小室委員が話されている、就学前の子どもたちの、様々な健診を含めた支援体制です。

赤間 委員 二つあります。一つ目は目標の文章です。3つの目標の文章が2行にわたり、読点がなく読みづらいです。例えば、目標1は「ことにより」の次に読点を入れるなど、工夫していただくと読みやすいと思います。

二点目は、先程小室委員からのお話にもあった、乳幼児期(早期)からの対応の所です。「障害を早期に発見し」という表現では、障害を発見するために支援すると読み取れます。乳幼児期は保護者の心配や悩みから始まっていると思います。それを充分受け止める相談体制や、必要に応じて関係機関に繋ぐことにより、保護者が我が子の障害について、正しく認識し、受入れていくことに繋がればよいと思います。早期発見という表現は強制的なニュアンスがあります。障害を発見することが目的ではなく、相談体制の充実と読み取れるとよいと思います。

会長 障害のある未就学児の早期発見というところで、発見して終りではないことはずっと話し合ってきたことです。様々な困難を抱えている子どもたちと保護者への相談・支援体制の整備という言葉になるのでしょうか、答申ですので、整備ではなく充実という言葉になるのでしょうか。

伊藤委員 「乳幼児期の教育相談」と謳っているのですが、大きいと思います。
「特別支援学校のセンター的機能の発揮」とありますが、聴覚障害や視覚障害には乳幼児教室等があり、それを意識して書かれているのだと思いますが、知的障害の子ども乳幼児期にどのように関わるのか、とても難しいと思います。障害種別によりかなり違うので、例えば、特に聴覚障害や視覚障害と書いたほうが、この文章が生きると思います。

会長 現在、一般的には「育児相談」という言葉ではなく、「子育て相談」という言葉を使うことが多いようですが、特別支援学校のセンター的機能とはそぐわないと思います。文章の最後のほうで、赤間委員が話されたように、様々な困難を抱えている子どもたちと保護者への相談・支援の充実を考えると、子育て相談でも問題ないと思われそうですが、福祉領域に踏み込むかもしれません。

氏家委員 「一生涯」という語を用いるか、「ライフステージに応じる」か、「発達に応じた適切な支援体制」としてはいかがでしょうか。早期発見もあれば、先程青木委員からのお話しにありましたが、小学校から中学校での乗り換えもあります。

私が関わった子どもで、4年生までは通常学級で頑張れましたが、5年生からは特別支援学級や通級指導学級を活用することもありました。学校種・学級種などにこだわらないことを表現すると、決まった文章までは申し上げられませんが、ライフステージという言葉を使えば、少しは解消されないでしょうか。

会長 今話していただいたように、ライフステージあるいは一生涯を通じた心豊かな生活を実現するための指導・支援体制という文言を目標のどこかに入れ、その中の一つとして、乳幼児期からとすれば、むやみやたらに福祉領域に踏み込むのではなく、一生涯という大きな視点で、全体を含めた支援体制が全てにおいて必要だと理解していただけたと思います。

小室委員 「障害を早期に発見し」というところは、多分、行政の保健の分野が担うべき所で、発見については述べなくてもよいかもしれないと、皆様の話を聞きながら思いました。

ただ、支援の必要な子どもが見つかったとき、支援をいただけるとよいと思います。乳幼児期に支援が必要な状況のイメージがつかめないと話されていたので、どのようなことで気づくかをお話します。

乳幼児健診に来て視線が合わない、視線が合いにくい子どもや、落ち着きのない子ども、保護者が何となく育てにくいと感じている子どもなどです。そのような子どもと保護者には、支援が必要であると保健の分野では考えます。その時々の様に支援したらよいかを、見立てていただきたいの

です。心理士等に精密検査をしていただいても診断はつきませんが、小学校に入学後、学習障害や発達障害を抱えた子どもであるということが、後から分かることがあります。保護者が育てにくいと感じる子どもの場合には、特別支援学校の先生に来ていただいて、このように接したほうがよいとか、このような叱り方をしてはいけないなど、専門的な接し方を教えていただいております、そのような相談をしていただけるとよいと思います。

会長

ありがとうございます。

(1) 一つめの項目で、「障害を早期に発見し」という言葉を削除し、「一生涯の発達に応じた必要な支援を行うため、乳幼児期から」と繋げるのはいかがでしょうか。

そして二つめの項目では、「乳幼児期」という言葉を削除し、「子育て相談には、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら」と繋げ、「障害の疑いのある未就学児の早期発見」の所も、「支援を必要とする子どもと保護者への相談・支援体制の充実」とすれば、教育、医療、福祉、保健、労働等一つめに書いてあり、一生涯を通じてとも書きますから、あまり大きな軋轢はないと思います。

いかがでしょうか。

今も含めて検討させてください。

亀井委員

教育委員会の立場として、三つめの項目です。平成25年に学校教育法施行令の一部が改正され、就学指導の在り方が市町村に変わりました。市町村の就学指導委員会の力量の向上を図らなければならないと思っています。

適正な就学に繋げる指導・支援体制の構築のため、各市町村では就学先決定の仕組みを充分理解した職員を配置するか、配置できないのであれば何らかの方法で対応しなければならないと思います。

今のままでは、この答申の目指す、柔軟で連続した多様な学びの有効活用は難しいと思います。新たな将来構想の実現に向け、県教育委員会が理解啓発等これまで以上に市町村教育委員会をサポートすることを、もっと強く述べていただきたいと思います。県教育委員会のサポートが市町村教育委員会はとても助かります。

会長

就学先決定の仕組みが市町村に移り、従来よりも力量が必要であり、できれば職員の配置もあるかもしれませんが、県として何らかの方法を検討していただきたいという意見として伺いましたが、よろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。

赤間委員

(1) の表題で乳幼児期が最初に来て、最後の項目は学校のことだと思いますので、学校におけるなど、学校を前に付けるとよいと思います。

その他の細かなところは、目標2【学校づくり】で述べ、そして卒業後に繋がると、ライフステージと繋がると思います。

会長 乳幼児期から始まり、次の卒業後の項目に繋ぐには、計画はどちらも重要ですから、「学校における」と入れると、進む段階がスムーズになると思います。

それでは、14ページの(2)卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実でも、新たに二つめに「卒業後の就労・自立・社会参加に向けて、保護者、学校、市町村、福祉、労働等の関係機関が緊密に連携し、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動への支援とともに卒業後のケアに取り組む必要がある」と追加されています。

それから(3)将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実では、表現が修正されています。

資料5では11ページになります。

氏家 今までも申し上げたとおり、文言としてはまとまりがあると思います。委員 現在、障害の有無にかかわらず思うような仕事に就けない方が増えている状況にあります。いろいろな意味で障害を抱えてしまった、あるいは障害がなくとも社会生活に問題を抱えてしまったという方へ、御本人や周囲の方が挑みやすく、挑戦しやすい環境の整備が必要です。

就労とは結びつかないかもしれませんが、生きていてよかったと思えるような、(2)の3つめの項目は正にそうですが、才能の開花も大切で、より一層このような所は強調するとよいと思います。

90年代前半の社会学の調査にもありますが、中学校3年生段階で不登校であった人も、次に行く場所がある人たちは、20歳位になるとそれなりの生き方ができています。

不本意なまま過ごしていると、本人にとっても周囲にとっても不幸だと思います。就労であれ社会参加であれ、ライフステージの各段階でより一層拡充されることが望まれると、付け加えていただきたいと思います。

会長 難しいですね。今のお話しはどの辺に組み込めばよいでしょう

氏家 項目の中に入れなくとも、タイトルの「卒業後の心豊かな生活」に入れて委員 いただいてもよいと思うのですが、名案が浮かばないので、意を汲み取っていただきたいと思います。

青木 以前、利府支援学校で進路指導に関する地域の連携協議会のようなものを開催していたことがありました。そこには、ここに書いてあるような保護者、学校、市町村、福祉、労働が参加していました。労働というのはその後続く関係機関ではありますが、受入れる側の企業の参加がないと、委員 連携しても頓挫してしまうことがありますので、企業の方々も参加していただきました。

進路についての様々な学術研究等を見ましても、障害者の方の職場適応については、本人の努力も大きいファクターですが、職場の事業主等、受入れ側の障害への理解が非常に大きいファクターです。この文章には、関係機関及び企業等という文言が入るとよいと思います。

会長 太田委員いかがでしょうか。

太田委員 「福祉、労働等の関係機関」の中に企業も入ると思っていたのですが、企業という言葉が明確になると、非常にわかりやすいので是非入れていただければと思います。

伊藤委員 二つめの項目ですが、「自立・社会参加に向けて」とあるのですが、本人がないのではないかと思います。本人はここに就労したいという希望があっても、意外と保護者の意向でだめになったりもしますし、現在は、福祉でも本人の意思決定支援がとても大切になっていますので、「本人の意思決定を適切に支援し」と入れたほうがよいと思います。

会長 本人を忘れていないわけではないのですが、私たちはサポートを強く意識しすぎてしまいます。

鈴木委員 (2)一つめの項目で「『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』の作成と活用を図る必要がある」とあり、(3)では「『個別の移行支援計画』等を用いて」とあります。(2)二つめの項目「卒業後の就労・自立・社会参加に向けて」を誰が推進するのか、誰がサポートするのかを考えた時、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、卒業前から移行支援に向けて計画を進めていくことに繋げるのであれば、(3)にある「個別の移行支援計画」等を用いて、卒業後の心豊かな生活に繋がっていくと思いますので、(2)一つめの文章を改善して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」があり、「個別の移行支援計画」に移行するという流れができると思います。いかがでしょうか。

会長 (2)一つめの項目は「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図るとともにという文言を入れ、「個別の移行支援計画」を視野に入れた様々な教育の支援体制の充実が必要であるなどとし、その中に氏家委員の話された、生涯にわたるチャレンジを後押しするようなシステムの充実を移行支援計画の後ろに書き加え、卒業後の心豊かな生活と、(3)の所に上手く繋がればよいと思います。

二つめの項目に、労働だけではなく、将来働くであろう企業も加えるとチャレンジの方向性が出てくるのではないかと思います。

この部分も皆様の御意見を踏まえて調整させてください。

進めてよろしいでしょうか。

15ページの目標2【学校づくり】(1)多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現では表現の修正があります。(2)学習の質を高めるための教員の専門性向上では、新たに16ページの4つ目の項目が追加されています。(3)には学習の質・効率・効果を高めるための環境整備が記載されています。いかがでしょうか。

赤間
委員

障害のない子どもたちについても、枠組みの中で共生社会を目指すという基本的な考え方であれば、【学校づくり】のどこかで、特別支援学校における居住地校学習、小・中学校では交流及び共同学習を積極的に行い、障害のある子どもたちとの相互理解などの気持ちを育まなければならないと触れ、相互理解に言及しなければならないと思います。

会長

目標2(1)に付け加えたほうがよいかもしれません。多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現の所には、支援を必要とする子どもたちを受入れる側、あるいは支援を必要とする子どもたちと一緒に学ぶ、障害のない子どもたちとの交流及び共同学習の場が入る必要があります。

(1)の最後に多様な学びの場をより充実させるため、通常の小・中学校における交流及び共同学習の更なる充実が求められる、という項目を考えてもよいと思います。

【学校づくり】というと、どうしても特別支援学校や特別支援学級に目が向いてしまいます。とても大事なところだと思いますので、こども検討課題にさせていただいてよろしいでしょうか。

障害のある子どもたちの学びの場を充実させるためには、それに対応する形で、障害のない子どもたちの集団が、ごく当たり前に受け入れ、理解することが、なされなければならない課題だと思います。それを入れる場所を少し検討させてください。

菊池
委員

(1)下から二つめの項目「肢体不自由のある児童生徒に対応するためのバリアフリー化」という所についてです。県内で新設される小・中、高等学校については、必ずバリアフリー化が進められていると思いますが、既設の小・中、高等学校、特別支援学校についても、施設・設備の充実をお願いしたいと思います。また、特別支援学校、特に知的障害の学校で、情緒障害の子どもが多い学校も、狭隘化していますが、精神的に安定できるような施設・設備をお願いしたいと思います。

県全体で小・中、高等学校のバリアフリー化を進め、肢体不自由の子どもが、バリアフリーの設備がないからと入学を断念することの無いよう、環境整備が必要であるとともに、既存の特別支援学校の施設整備もしていただきたいと思います。

毎年度、特別支援学校のPTAや校長会でも、寄宿舎や校舎へのエアコン設置など、環境整備の充実を要望しています。ICTの活用にも繋がりますが、特別支援学校はICTも十分な環境ではないと思われますので、大学等からの支援を受けながら、特別支援教育の中でICTを活用し、子

どもたちの成長や発達に繋がられるような支援を探っていくことが、これからの特別支援学校に求められると思いますので、そのようなことも加えていただければと思います。

会長

今の御意見は、新設もですが、既存の学校におけるバリアフリー、あるいは、特別支援学校に重度の子どもたちが増えていますので、エアコンの増設等、既存の学校も含めた施設設備の充実をしていただきたいという御意見だと思います。

もう一つは、ICTの活用はどこでも当たり前の世の中になっていますので、いろいろな弊害もあると思いますが、よい部分を活用し、子どもたちの学びに必要な部分を充実させることです。大学との連携ということもありましたが、使い方などの部分で、研究者がいるのは大学ということもありますので、先程もありましたが、全体を含めて大学との連携ということに入るのかもしれませんが、そのようなことを付け加えてもよいということだと思います。

齋藤
委員

【学校づくり】の所で16ページの3つめの項目「特別支援学校のセンター的機能」です。10ページの現状と課題では、センター的機能が認知され、相談件数は平成20年度から平成25年度にかけて倍増とありますが、1334件の内訳を見ますと、高等学校は実質19件です。現構想には高等学校における特別支援教育は入っていませんが、新たな構想では、高等学校が入りますので、高等学校も含めたセンター的機能の更なる充実が求められると思います。

既にコーディネーターの養成や専門性向上のため、様々な研修等が行われていると思いますが、特に高等学校では、発達段階からも新たな支援の部分が出てくると思いますし、学校の仕組みからも、進級や卒業という制度上の部分、社会に繋がっていく部分がより大きくなります。

特別支援教育コーディネーターの養成でも、こうした新たなニーズに応じていくため、研修を積むことが必要になってくると思います。これまでも様々な研修等はあったと思いますが、多種多様な教育的ニーズに応えるため、更に研修内容の見直しを行うとともに、コーディネーターの複数化も考え、多くの教員が研修を受講できるようにし、特別支援教育コーディネーターの裾野を拡げることに取り組んでいただき、そのようなことが見えるような表現にしていきたいと思います。

会長

生涯にわたってと言いますと、特別支援学校の子どもたちの卒業後のイメージが強い気がしますが、齋藤委員が話されたように、高等学校にも支援の必要な生徒がいるのは事実で、そのような子どもたちへの支援も必要です。卒業後に社会に繋がることを考えれば、その対応を担う高等学校の先生方の研修、あるいは、今回特に高等学校を一つの大きなターゲットとして考えれば、高等学校における特別支援教育の底上げがないと、高等学校の中で、特定の先生が苦勞なさを私もよく聞きますので、そのようなことの無いよう、学校全体の底上げを図るため、多くの先生方に研修

に参加していただき、あるいは校内委員会等からの支援が必要であるとの記載があればよいと理解しましたが、いかがでしょうか。

齋藤委員 高等学校における特別支援教育コーディネーターの養成もですが、特別支援学校からセンター的機能として来ていただき、高等学校に果たすべき役割も充実していただきたいということです。

会長 特別支援学校の先生方は、小・中学校に行くという意識が強いので、高等学校に行くという意識は希薄です。今お話しいただいたように、高等学校への支援も含めたセンター的機能ですね。
ありがとうございます。

青木委員 文部科学省の「特別支援教育総合推進事業」が終了し、継続事業として「インクルーシブ教育システム構築事業」に、本年13億円を越す予算が措置されていることは大変喜ばしいと思います。その中の「早期からの教育相談・支援体制構築支援事業」で、白石市で引き続きモデル地区としての取組が行われていることで、更に支援体制が強固になっていくと思いますが、就学期にのみ限定したモデル事業になっています。

以前の「特別支援教育総合推進事業」は、就学前から卒業後までのロングスパンで実施し、連携協議会を設置したり専門家チームを学校に派遣したりして、学校を支援してきました。この事業が終了し、各圏域が構築してきた機関の連携が弱まったり、専門家チームの支援が受けにくくなるのではないかというおそれがあるようです。

今回の答申で最も重要な視点が、5ページ9行目に記載されています。「児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の設定と活用に向けた効果的な指導体制の在り方を確立するため、専門家チームを活用したモデル事業を展開し」とあります。既に石巻市でクラスター方式による事業がスタートしています。その実践結果を是非全県に周知し、啓発してほしいと思います。

それから目標2【学校づくり】の16ページに「特別支援学級、通級による指導の担当者、PT、OT、ST、臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し、通常の学級の児童生徒への支援、指導内容と方法の改善及び充実を図る」と掲げられており、新たな将来構想の核になるものではないかと思います。答申を受けて県教育委員会が策定する新しい構想の中で、中核となる事業をどのように絞り込んでいくかですが、是非、スクールクラスターの充実に向けた環境の整備、体制の整備を中核にした事業を立ち上げてほしいと思います。

ただし、予算のかかることでもありますが、県単独のモデル事業は、例えば、1地区に1校というような限定したパターンでは、なかなか全県に波及していかないと思いますので、少なくとも教育事務所単位でモデル校を指定し、それぞれの地域の独自性のあるテーマでモデル事業を行うようにしてはかがかかと思っています。現構想では、「学習支援室システム」を立ち上げましたが、そこで得た知見を、もっと反映できるような取組も大切

です。今一番中核になっているのは通級指導教室です。研修の充実や連携体制の充実に関するモデル事業の実施や、あるいは不登校になっている発達障害の子どもへのクラスターの実践等、特色のある取組を県教育委員会から人的・物的、資金面で支援し、展開してほしいと思います。新たな構想の目玉になるものを是非生み出し、全国に宮城方式といわれるようなアクションプランを早く打ち出してほしいと思います。

会長 文言として入れるのは難しいので、県教育委員会で策定するアクションプランで検討してもらえればということで、よろしいでしょうか。

青木委員 目玉となる、中核となるような新たな事業を立ち上げていただきたいということです。

会長 青木委員が話されたクラスターですが、地域毎の学びの場、あるいは教育環境の整備は、【学校づくり】と【地域づくり】の両方に絡むことだと思いますが、【地域づくり】のほうの方が合うと考え、入れ込ませていただければと思います。いかがでしょうか。

青木委員 はい。結構です。

会長 時間を過ぎてしまいましたが、目標3【地域づくり】だけやらせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、今青木委員からいただいた意見も含め、いかがでしょうか。

(1)は共生社会の実現を目指した理解促進です。17ページ(2)の市町村教育委員会への支援充実では、表現が修正された部分があります。

先程、亀井委員が話された、様々な専門的な力量を備えた職員の配置も関わっています。

ただここに書くかどうか、先程の部分でもよいかも知れません。いかがでしょうか。

会長 それでは、時間もだいぶ過ぎてしまいました。今まで議論したことを踏まえて、事務局に整理してもらい、また何か検討の形を取りたいと思います。

今後の宮城県の特別支援教育の在り方について、できるだけよい最終答申をまとめたいと思いますので、異例であるとは思いますが、年内にもう一度審議会を開催し、最終の御確認をしていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員	【「異議なし」の声】
会長	年度当初のスケジュールでは、3回の開催予定でしたが、答申をまとめるに当たり、年内にもう一度、審議会を開催したいのですが、事務局よろしいでしょうか。
事務局	例年、11月末から12月中頃まで議会が開催され、その後の日程を考えますと、12月18日頃になると思います。 開催に向け、会議室の確保等も含め早急に調整したいと思います。 詳細につきましては、会長と相談の上、メール等で連絡させていただきたいと思います。
会長	調整をお願いします。
会長	今日も沢山の御意見ありがとうございました。最終に向かっていきますので、皆様の意見も集約されつつあります。 特別支援教育の将来を見据えた新たな構想の策定のため、昨年からは皆様と議論を重ねてまいりましたが、「答申の最終案」までもう少し議論を進めてまいりたいと思います。 12月にもう一度開催し、そこで最後の意見調整をしたいと思います。12月18日頃ということですので、皆様よろしくをお願いします。 それでは、時間を過ぎてしまいました、事務局にマイクをお返しします。
4 閉会	司会 村上会長ありがとうございました。また、委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。 新たな構想は、審議会からの答申を踏まえ、今年度内に策定することとしていますので、12月18日頃の開催に向け、早急に調整したいと思います。 開催日等につきましては、会長と相談の上、事務局から改めて御連絡したいと考えていますので、よろしくをお願いします。 最後に伊藤副会長から、閉会の挨拶をいただきたいと思います。
伊藤委員	本日は長い時間本当にお疲れ様でした。 前回の審議会は7月であり、3か月に1回位なので、季節の移り変わりを感じながら審議会に臨んでいます。 今回はパブリックコメントを受けた最終案ですので、私もあまり意見を言わないと思ってきたのですが、やはり、もっとよくしたいとか、こういうことがあると、いろいろな御意見をたくさんいただき、本当にありがとうございます。もう一回審議会があるということなので、今度はきちんと

まとめられればと思います。

卒業後の心豊かな生活の所で、時間が無くお話ししなかったのですが、現在、私は生活介護の施設に勤めています。企業等で働いたりすることも大事ですが、ボーダレス・アートとかアール・ブリュット等、アートに取り組むことが多くなってきました。栃木県的那珂川町に、廃校になった平屋建ての校舎を美術館とした「もう一つの美術館」があり、私も今年行ってきました。近い所では福島県の猪苗代町に、元々は酒蔵だったところを美術館とした「はじまりの美術館」があります。どちらも障害のある方の作品だけではなく、芸大や世界一流のアール・ブリュット作品と一緒に展示しており、芸術家もとても関心を持ってやっているということで、今静かなブームとなっています。

私が働いている施設でも、精神障害の方や、今年は光明支援学校の生徒も加わりボーダレスカレンダーを制作し販売しています。今年はそれに大越桂さんの詩もコラボしており、好評ですのでお知らせしました。

本日は長い時間本当にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回宮城県特別支援教育将来構想審議会を終了させていただきます。

村上会長をはじめ委員の皆様、本日は、ありがとうございました。